

## 障がい福祉サービス等の概要

	サービス名	サービス内容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
日中活動系	短期入所(福祉型・医療型) (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います ※医療型短期入所は遷延性意識障がい児・者や重症心身障がい児・者等が対象
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
施設系	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住支援系	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を養うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や空日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	就労継続支援(A型)	一般企業への就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(B型)	一般企業への就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います
相談支援系	計画相談支援 (障害児相談支援)	障害福祉サービス(又は障害児通所給付等)を申請した人について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)等を行います
	地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、退院、退所後に地域における生活に移行できるよう、相談や必要な支援などを行います
	地域定着支援	単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います
障がい児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います
障がい児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います